5.2.14
1450

二、新ニ岩永案第一、池上案ヲ審査ス
福岡ノ件ハ本部上原總裁ヲ招キ説明ヲ後総会ニ於テ決定
最后手当案ニ依リ総会ニ於テ会ノ決議ニ於テ依的決定ヲアス
サルヲ以テ附議上承認ス
上述ハ総局操作ノ範囲ニテ策業ヲ可決ス
一、指令第一ノ第区委員会任件
従呼者　平塚勇三
提案通リ指令通リ修正可決　後任者トシテ佐良
土黄義ノ意見ニ依リ七十五名ヲ選ニ付名ヲ選定
元ノ決定
三、帝国部ノ変更件　説明者　池上栄吉
異議ト同胞ノ第区委員会決定ヲ池上案ヲ説明
之ヲ第区委員会ノ決定通リ一致可決

二月十日
東京電燈従業員代表ノ為新聞
一、東電従業員ハ前ニ于テ要求シ東電ハ...
従業員ノ同盟ヲ東電ニ対シ...
新聞ニ対シ...
東北ノ...
従業員代表者
岩永案第一、...
岩淵興吉、...
一、...
...

財團法人　協調會